

議案第 7 1 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表第 8 号イ中「第 1 0 条第 1 項（）」を「第 1 0 条第 1 項又は第 1 0 条の 2（これらの規定を）」に改め、同号ウ中「売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 3 4 条第 1 項に規定する婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号）第 9 条第 1 項に規定する女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。